

○第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）</p> <p>第四条 事業会計規則第五條第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同項前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p> <p>（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五條 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>（金額の表示の単位）</p> <p>第六條 第四條の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五條第一項の貸借対照表及び損益計算書並びに前條の個別注記表、役務別固定資産帰属明細表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」</p>	<p>（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）</p> <p>第四条 事業会計規則第五條前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同條前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p> <p>（個別注記表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五條 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による移動電気通信役務収支表、別表第三による接続会計報告書並びに当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>（金額の表示の単位）</p> <p>第六條 第四條の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五條前段の貸借対照表及び損益計算書並びに第五條の個別注記表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」という。）に掲記される</p>

という。)に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。

(資産及び負債・純資産に関する規定の準用)

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業とドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなればならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなればならない。

2| 二以上の種類(別表第二の役務の種類)の欄に掲げる種類をいう。()の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなればならない。

3| 前二項の場合において、当該基準によつて整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業の勘定又は役務の勘定に整理することができる。

(収益及び費用に関する規定の準用)

科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。

(資産及び負債・純資産に関する規定の準用)

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。

(収益及び費用に関する規定の準用)

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第三」と、「別表第二に掲げる基準」とあるのは「別表第三に掲げる基準」と読み替えるものとする。

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

改 正 案

現

行

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式(第5条及び第6条関係)

(新設)

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務				移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
	音声伝送役務		データ伝送役務			
	携帯 電話	その他 小計	携帯 電話・ BWA	その他 小計	小計	
電気通信事業固定資産						
有形固定資産						
機械設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
空中線設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
通信衛星設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
端末設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
市内線路設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
市外線路設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
土木設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額

	減價償却累計額																		
	帳簿 価額																		
海底線設備	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
建物	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
構築物	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
機械及び装置	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
車両及び船舶	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
工具、器具及び備品	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
品	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
休止設備	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
土地	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
リース資産	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
建設仮勘定	取得 価額																		
	減價償却累計額																		
有形固定資産合計	取得 価額																		
	減價償却累計額																		

無形固定 資産合計	帳簿価額								
電気通信事業固定資産合計									

(記載上の注意)

- 1 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により
 ることができる。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

別表第三 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名 _____

事業年度 自 _____ 年 月 日
至 _____ 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	費用								営業利益	摘要																
			営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	研究費償却	減価償却費			固定資産除却費															
移動電気通信役務																												
																音声伝送役務	携帯電話											
																	その他											
小計																												
データ伝送役務																												
小計																												
移動電気通信役務以外の電気通信役務																												
合計																												

(記載上の注意)

- 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

別表第二 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名 _____

事業年度 自 _____ 年 月 日
至 _____ 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	費用								営業利益	摘要																
			営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	研究費償却	減価償却費			固定資産除却費															
移動電気通信役務																												
																携帯電話	PHS											
																	その他の移動体通信											
小計																												
データ伝送役務																												
小計																												
移動電気通信役務以外の電気通信役務																												
合計																												

(記載上の注意)

- (略)

(2) · (3) (略)
2 · 3 (略)

(1) · (2) (略)
2 · 3 (略)

別表第四（第5条、第9条及び第10条関係）

接続会計報告書

（電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書）

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

総務大臣 殿

年 月 日提出

会社名 _____ 印
代表者の役職氏名 _____
（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
本店の所在の場所 _____
電話番号 _____
連絡者 _____
接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所名称 _____ 所在地 _____

第一部 概要紹介

1～3 (略)

4 接続会計財務諸表の構成

(1)～(3) (略)

(4) 役員別固定資産帰属明細表

(5) (略)

5・6 (略)

第二部 (略)

第三部 接続会計財務諸表

1～3 (略)

4 役員別固定資産帰属明細表（別表第二の様式による）

5 移動電気通信役務収支表（別表第三の様式による）

第四部 参考情報

1 (略)

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

3～5 (略)

別表第三（第5条、第9条及び第10条関係）

接続会計報告書

（電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書）

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

総務大臣 殿

年 月 日提出

会社名 _____ 印
代表者の役職氏名 _____
（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
本店の所在の場所 _____
電話番号 _____
連絡者 _____
接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所名称 _____ 所在地 _____

第一部 概要紹介

1～3 (略)

4 接続会計財務諸表の構成

(1)～(3) (略)

(4) (略)

5・6 (略)

第二部 (略)

第三部 接続会計財務諸表

1～3 (略)

4 移動電気通信役務収支表（別表第二の様式による）

第四部 参考情報

1 (略)

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

3～5 (略)

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行し、施行の日以後を開始する事業年度から適用する。